１．県本部第一次意見に対する共済本部見解

※ 46 県本部（社保労含む）、約 930 項目にわたる第一次意見が提出され、これらの意見を趣旨の範囲でグルーピング、表現修正等を行っているので、提出した意見の文言と異なっている箇所があります。

No.	県本部第一次意見	共済本部見解	摘要
1	将来を担う若年層組合員の加入率を上げることは喫緊の課題であり、グループ保険に対抗しうる掛金水準への見直しについては一定の理解はできる。	1990 年代半ばごろから自治体職場において競合するグループ保険が男女別・年齢群団別保険料を導入した影響を受け始めていた。 2002 年 7 月の制度改正でリスク細分型への変更を目指したが、合意形成をはかれず、現行の「一律掛金＋年齢層別掛金（2 段階・4 段階）」の体系となり、歪みを残すこととなった。 現行制度の継続では「組合員の中長期的な利益の確保」「組織利益の確保」「経営の健全性の確保」もままならないと考える。	
2	掛金と給付の公平性から一律掛金を廃止し「2 段階・4 段階」の掛金体系を「男女別・年齢別掛金」に一元化することは、加入者ニーズに合わせたきめ細かな制度であると一定の理解はする。	共済制度を安定的に運営するには、公平性・健全性・持続性の 3 要件の確保が必要。 「公平性」⇒掛金体系がリスクに対して合理的な設定となっていること。 「健全性」⇒リスクに対して加入者割合が均衡していること。 「持続性」⇒一定数以上の加入者が継続的に加入していること。	
3	中高年の掛金については根本的な見直しを行うなど、当該年齢層の組合員の理解が得られる対応を求める。	2002 年 7 月生協事業化時の問題先送りにより、今回の制度改正によって、男性の 51～65 歳の掛金が大幅な引き上げとなるが、今できる最大限の掛金抑制策の検討を重ね、最善の対応策を準備したうえで、今回の組織討議案を提案していることについて、ご理解を得たい。激変緩和措置については、補強修正案の中で提起する。	
4	若年層の割高感が加入率を下げているとは言えないのではないか。	現在でも少数の県本部・単組は、その推進力によって高い加入率を維持している。しかし、自治労全体として、20 年間という長期間を振り返ると、若年層と女性に割高で、高齢層・男性に割安な掛金体系は、若年層・女性加入の比較減少を、高齢層・男性加入の比較増加をもたらしており、価格原理が機能しているという事実を認めざるを得ない。	
5	中高齢層の掛金上昇による解約・脱退が予想される。	今回の抜本改正の最大の課題は、男性・50 歳代の掛金引き上げにあると認識し、激変緩和措置を補強修正案の中で提起する。 一方で、若年層・女性に対しても、将来に向かって、共済制度の公平性・健全性・持続性を維持する責任がある。	
6	「がん診断共済金」の複数回払いが実現したことは、前回制度改正の重要課題の解決となり歓迎する。	制度設計にあたっては、全労済の団体制度・個人制度とのバランス、民間のがん保険の保障と保険料水準等を参考にしている。	
7	「先進医療特約」の新設について、組合員ニーズをふまえた制度拡充であり、安価な掛金（月額 100 円程度）で利用者の安心につながることから、制度の魅力を高めるものであり意義がある。	先進医療共済金は、被共済者 1 人につき、1 回あたり最高限度 1,000 万円となる。 新設される「先進医療特約（仮称）」は、予定危険率から算出された掛金設定により、月額掛金 100 円で実施される予定。制度実施後の給付実績による危険率洗い替え、掛金見直しは、次々回以降の制度改正時となる。	

8	全国統一メニュー体系の実現は、経費削減につながること、推進ツールの共通化・強化や加入者の利便性向上の視点で、支持する。	募集パンフレット・チラシ等、推進ツールの共通化や加入者の利便性向上（ホームページ上での掛金試算ツール提供等）のために、全国統一メニュー体系を実現する。 このため、総合共済基本型、交通災害共済などの「型セット」は廃止するとともに、加入・保全事務の簡素化における見直しの方向性を補強修正案の中で提起する。	
9	若年層型導入に伴う加入状況の検証結果を示すべき。	組織討議案 P56 に【「2018 年 7 月制度改正の取り組み状況と課題」に対する意見集約結果】を示している。2019 年度実績においてさらに分析を進め、「組織討議・補強修正案の考え方」（別冊）の中で示す。	
10	単組事務負担の軽減を求める。	申込受付事務や掛金収納事務などの単組事務について、負担が増えないよう簡素な事務処理の実現を目指す。補強修正案の中で方向性を提起する。	

２．他県本部の特徴的な意見と本部見解

No.	県本部第一次意見	共済本部見解	摘要
1	組織共済としての推進方法・組織強化を追及すべきと考える。	制度改正後の推進方法も、ライフプランに応じた推進への変革を迫られると考える。今回の改正を契機に、労働組合と共済における若年層の加入拡大を実現し、自治労の組織強化の取り組みに連動させなければならないと考える。共済は、組織強化のための有力なツールであるとの共通認識のもと、「共済推進活動の指針」を参考に、加入拡大モデル単組の取り組みなどの実践を通して、効果的な先進事例を積み上げ、共有化することが有益であると考える。	
2	一律掛金の維持を求める。	一律掛金の前提は、全員加入。割高な若年期から割安な高年期を通して加入することにより、長期の掛金累計（生涯掛金）で公平を確保する仕組み。若年層の加入低下はその前提を脅かすものであり、現状でその存続は不可能と考える。	
3	なぜ男女別掛金なのかの理由が足りない。男女一律掛金を求める。	全国における総合共済基本型と団体生命共済の男女別・年齢群団別加入率では、年齢の上昇とともに割安感の生じる男性の加入率は伸びていく。対して、割安感の少ない女性の加入率は、男性と比べると大きく伸びてはいない状況であり、女性に選択されていない状況を厳しく受け止める必要がある。	
4	中高齢層の掛金引き上げ緩和のため、「壮年層特別メニュー」の設定など、経過措置を求める。	補強修正案の中で提起する。	
5	グループ保険や民間の保険会社と、掛金に関して同様の考え方をしてしまっては、今まで築き上げてきた団体生命共済の長所をすべて潰してしまうのではないか？	男女別・年齢群団別掛金の導入と自治労・退職者団体生命共済の新設を柱とする抜本改正により、ライフプランに基づくメイン保障として、生命・医療保険やがん保険を必要としない、簡素かつ安価な生命・医療の総合保障制度となる。	
6	退職者会に加入せずとも制度利用できると読み取れるが、自治労として退職者会加入を前提に利用可とすべきではないか。	事業規約上の観点、実務処理の観点、退職者会運動との整合性の観点等、多岐に渡る検討課題があることから、課題を整理したうえで今後明らかにしていく。	
7	死亡保障メニュー、医療保障メニューが多過ぎるため、できる限りシンプルなメニュー設定を希望する。	可能な限りメニューの集約化をはかったが、保障の組み合わせが多く、そのことが、単組の負担増になるのではないかという意見が多く寄せられている。単組の事務負荷軽減の考え方については、補強修正案で提起すると	

		ともに、今後も負担軽減について努力していく。	
8	単組事務手数料の確保を求める。	全労済取扱事務経費よりも高い水準で維持されてきたが、次期制度改正においても、維持したいと考える。	
9	制度改正について反対する県本部があるのに、決定を押し切るのか？	全ての県本部からの賛同を得られるように最大限の努力を重ねる。	
10	運動体の共済加入実態に対する危機感と加入促進の本気度がなければ、いくら低廉な掛金を設定しても、加入拡大は進まないということである。よって、今回の抜本改正は白紙撤回し、上記のような運動を展開すべきである。	（記載省略）	